

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 37 号

函館市印鑑条例の一部改正について

函館市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市印鑑条例の一部を改正する条例

函館市印鑑条例（昭和 63 年函館市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

印鑑の登録を受けることができる者の資格に関する規定を整備するため